

パブリックコメントの実施 吉岡町国土強靱化地域計画(案)

国土強靱化基本計画に基づき、吉岡町国土強靱化地域計画を策定しています。本計画(案)について、広く町民の皆さまにご意見を募集します。計画は担当窓口または町ホームページでご覧ください。

- ▶ 募集期間 7月下旬～8月中旬(予定)
- ▶ 問い合わせ先 建設課 都市建設室 ☎26-2278(直通)

納税通知書をご確認ください

国民健康保険税の改定について

地方税法の改定に伴い、軽減判定所得の見直しが行われました。改定後の保険税については、7月に納税通知書を送付します。ご確認の上、納期限内の納付にご協力をお願いします。また、国民健康保険(国保)加入・離脱の手続きや非自発的失業に伴う申告などの手続きが済んでいない場合は、速やかに手続きをしてください。詳しくは、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▼ 問い合わせ先
住民課 住民保険室
☎26・2249(直通)

軽減判定とは

世帯の国保加入者と納税義務者などの所得の合計額が一定金額以下の場合に、均等割額と平等割額が軽減される制度です。世帯の国保加入者と納税義務者などに、所得を申告していない人がいると適用されません。

軽減判定所得の見直し

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	改定前	33万円以下
	改定後	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	改定前	33万円+加入者数×28万5千円以下
	改定後	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	改定前	33万円+加入者数×52万円以下
	改定後	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下



戦没者のご遺族へ

第11回特別弔慰金について

▼ 支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

▼ 対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人。

① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人。
② 戦没者などの子。
③ 戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現

在で氏が変わっている人は除く)。
④ ③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
⑤ ①～④以外の3親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていない人に限る)。

▼ 請求期限 令和5年3月31日
▼ 留意事項 すでに第11回特別弔慰金を請求している人は手続き不要です。請求から審査までに時間がかかります。
▼ 請求手続き・問い合わせ先 介護福祉課福祉室
☎26・2246(直通)



令和3年度 よしおかふるさと祭りの開催中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、来場者や町民の皆さまの安全を最優先とし、中止を決定いたしました。

ふるさと祭りを楽しみにしていた皆さま、また準備にご協力くださいました皆さまには、大変心苦しいですが、安全安心を第一に考えての決定に、ご理解の程よろしくお願いたします。

問い合わせ先

住民課 協働環境室 ☎26・2245(直通)

今月の納税

固定資産税……………2期
国民健康保険税
介護保険料 ……1期
後期高齢者医療保険料

納期限 8月2日(月)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

無料税務相談



- ・期日 7月15日(木)
- ・時間 13:30~16:00
- ・場所 役場 第1会議室
- ・問い合わせ先
税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

福祉医療費制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳~中学3年生	<input type="checkbox"/> 健康保険証
	高校生世代の入院者	
重度心身障害者など ※適宜更新が必要です。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	身体障害者1・2・3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証
母子・父子家庭等 ※更新:1年に1度	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ● 父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者 ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当なりません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (本籍地が町外の人) <input type="checkbox"/> 令和3年度の所得課税証明書(1月1日以降に転入した人)

※区分「子ども」の高校生世代の入院者について、医療機関へ自己負担分を支払い後、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します

県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分を助成します。
対象者および申請に必要なものは、左表をご確認ください。なお、福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。

母子・父子家庭などの皆さまへ

福祉医療制度の「母子・父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付します。7月30日(金)までに申請してください。
※現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。



まらの花

重度心身障害者などで福祉医療費受給資格者証をお持ちの皆さまへ

現在の受給資格者証の有効期限は7月31日(金)です。受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月13日(金)までに**更新の手続きをしてください。**

▼更新に必要なもの

- ①健康保険証
- ②次のいずれかに該当するもの
 - ・年金証書(障害年金1級に該当する人)
 - ・身体障害者手帳(1、2、3級に該当する人)
 - ・療育手帳(判定Aに該当する人)
 - ・特別児童扶養手当の証書(1級に該当する人)

重度心身障害者などの皆さまへ

令和5年8月から福祉医療制度が一部変更となり、所得制限基準が導入されます。

▼所得の確認対象

受給資格対象者本人および同居する配偶者・扶養義務者

▼対象所得

給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金など)

所得制限基準額および収入額の目安

○所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

(単位:円)

扶養親族などの数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額(※1)	収入額の目安(※2)	所得制限基準額(※1)	収入額の目安(※2)
0人	3,604,000	約5,180,000	6,287,000	約8,318,000
1人	3,984,000	約5,656,000	6,536,000	約8,596,000
2人	4,364,000	約6,132,000	6,749,000	約8,832,000
3人	4,744,000	約6,604,000	6,962,000	約9,069,000

※1 所得制限基準額の計算方法は、特別障害者手当に準拠した方法になります。

※2 収入額の目安は、給与所得者を例として所得制限基準額に給与所得控除額を加えて表示した額です。

※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。
※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。

▼問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26-2249(直通)

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ 被保険者証の更新

医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が8月1日から茶色になります。8月以降、今までの緑色の被保険者証は使えません。

茶色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

短期被保険者証

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。

臓器提供意思表示欄(任意)

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄があります。提供意思のある人はご記入ください。

▼問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎ 26・2249(直通)

群馬県後期高齢者医療広域連合

☎ 027・256・7125

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ



医療費の自己負担割合

令和4年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の令和3年度の住民税課税所得により判定されます。

所得区分	自己負担割合
課税所得が145万円以上の人	3割負担
課税所得が145万円以上で以下のいずれかに当てはまる人 ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満 ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満 ③同一世帯に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額の合計が520万円未満	3割負担 (申請により1割)
課税所得が145万円未満の人	1割負担
非課税世帯	

限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み Ⅱ・Ⅰ	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

現在の認定証の有効期限は
7月31日です。

入院などで支払いが高額になる可能性がある人は、申請手続きをしてください。ただし、令和2年度に認定証を受け、令和3年度も所得区分が変わらない人には、8月1日から使用できる認定証を被保険者証に同封します。

後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。ただし、**障害認定に該当するの65歳から74歳の人も**、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望する人は、相談の上、申請してください。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。ご注意ください。

障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金 1級、2級
- 身体障害者1級～3級ならびに4級のうち①～⑤の状態
- ① 音声、言語機能の著しい障害
- ② 両下肢のすべての指を欠く
- ③ 一下肢の下肢2分の1以上を欠く
- ④ 一下肢の機能の著しい障害
- ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- 療育手帳A判定